



はじめに

近年、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の 希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や 孤立感を感じる家庭は少なくはなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような中、本町では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「益城町次世代育成支援行動計画『益城っ子未来プラン』」を策定するとともに、平成22年には「益城町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、町全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、「町の宝」「将来の夢」である次代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたいまちづくりを推進してきました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、地域のニーズを反映した、平成27年度から5年を1期とする「益城町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、「第5次益城町総合計画」でうたっている地域が一体となってみんなで子育てを応援し、親子がいきいきするような子育て支援の環境づくりを推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「益城町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「ヒヤリング調査」などにご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

益城町長 西 村 博 則

目 次

第1草	<u></u> =1	「囲の東定にめにつ(
	1	計画策定の背景と趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	3	子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・・・ 3	
	4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
	5	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
	6	アンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
	7	グループインタビューの実施・・・・・・・・・・・・8	
第2章	子	子育ての現状	
	1	益城町の人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
		アンケート調査にみる現状とニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	3	グループインタビューにみる現状とニーズ・・・・・・・・・・・3	2
第3章	計	一画の基本的な考え方	
	1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 /	
	2	基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3~	
	3	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
	4	施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	8
第4章	子	子ども・子育ての環境整備	
	1	益城町における児童人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・3	
	2	益城町の家庭類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	(
	3	量の見込みの算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4]
	4	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域・・・・・・・ 4]
	5	量の見込みを定める事業とその事業内容・・・・・・・・・・・ 4	2
	6	基本施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	4
第5章		h画の推進	
	1	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	7
	2	進捗状況の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	7
		計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
資料編			
	益块	成町子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	Ć
		成町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	用語	吾解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7:	2

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

急速な少子化の進行や待機児童の増加、親の働く状況の違いによる幼児期の教育・保育の提供体制の違い、家庭や地域における子育て環境の変化など、子育て環境をめぐる課題が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、一人ひとりの子どもが健やかに成長していく社会を目指して新たな子ども・子育て支援に関する制度が創設されました。この新制度を本格的に実施するにあたり、市町村は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。

本町においては、平成17年3月に「益城っ子未来プラン(益城町次世代育成支援行動計画)」、同22年に「同(後期計画)」を策定し、計画に基づいた保育サービスの充実をはじめ、町民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりや児童の健全育成等に関するさまざまな次世代育成支援及び少子化対策を図ってきました。しかしながら、平成23年度を境に保育需要が高まり、平成26年度の本町の待機児童数は132人(入所児童977人の約14%、平成26年10月1日現在)に及んでいます。

このたび策定する「益城町子ども・子育て支援事業計画」は、町内の子育て世帯の実態を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策を定めるとともに、ひとり親家庭等施策、母子保健施策、児童虐待防止対策、障がい児施策などを定めたものであり、この計画に基づいて、主として乳幼児から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定したものです。

子ども・子育て支援法

(基本理念)

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任 を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分 野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われな ければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

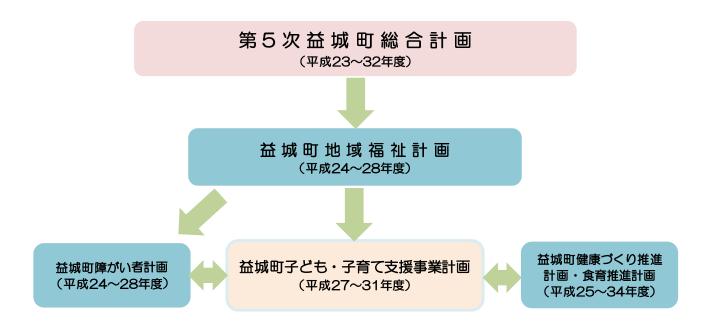
次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務 及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及 び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整 備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生 活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策 定するものとする。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「第5次益城町総合計画」を最上位計画、「益城町地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。また、「益城町障がい者計画」及び「益城町健康づくり推進計画・食育推進計画」との調和が保たれたものとします。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1)保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなりました。

1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)

(2)子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援給付

施設型給付

(教育•保育施設)

- ·保育所(園)
- 幼稚園
- 認定こども園

地域型保育給付

- ·小規模保育
- 家庭的保育
- ·居宅訪問型保育
- 事業所内保育



地域子ども・子育て支援事業

- •一時預かり事業
- •延長保育事業
- •利用者支援事業
- · 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- •養育支援訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- •病児•病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)
- •妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入すること を促進するための事業

■ 保育所(園)は保育所(園)委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所(園)部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われていたものを、施設型給付により一本化

- 都道府県が認可する教育・保育施設を対象と する施設型給付に加え、市町村が認可する地 域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充
- 給付の実施主体である市町村は、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定の子ども、2号認定の子ども、3号認定の子どもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認

施設型給付

■保育所(園)・幼稚園

保育所(園)は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0~5歳児に対して行う施設 (児童福祉法第39条)です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3~5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第22条)です。「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■認定こども園

幼稚園・保育所(園)などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)です。

地域型保育事業

事業名	内容
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型 保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

認言	19人	小規模保育事業		事業所内 保育事業
一定	<u>6人</u> 5人	ウラムル本主	居宅訪問型	
員	1人	家庭的保育事業	保育事業	

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、上記の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

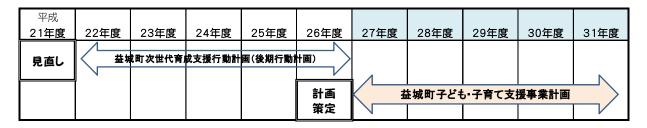
小規模保育事業のコンセプト

- 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤整備など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できること
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できること
- 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業 形態から移行できること

規模の特性を活かした多様性と柔軟性=使い勝手の良さ 質が確保された保育を提供=安心して預けられる保育

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



5 計画の策定体制

(1)益城町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく地方版子ども・子育て会議です。

この会議で、地域住民や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させました。

6 アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用意向を把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に以下の通り、アンケート調査を実施しました。

(1)調査目的

益城町の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保育や子育てサービスを必要としている潜在的なニーズを把握し、調査・分析をとおして、計画策定の基礎資料とする。

(2)調査項目

①益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査(就学前保護者対象)

- ・住まいの小学校区
- ・子どもと家族の状況
- ・子どもの育ちをめぐる環境
- ・子どもの保護者の就労状況
- ・子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- •子どもの地域の子育て支援事業の利用状況
- ・子どもの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望
- ・子どもの病気の際の対応(平日の教育・保育事業の利用者のみ)
- ・子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況
- ・5歳以上の子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方
- •子育て環境や支援の満足度

②益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査 (小学生保護者対象)

- ・住まいの小学校区
- ・子どもと家族の状況
- ・子どもの育ちをめぐる環境
- ・子どもの保護者の就労状況
- ・子どもの放課後の過ごし方
- •子育て環境や支援の満足度

(3)調査方法

郵送による配布、回収

(4)調査期間

平成25年12月27日~平成26年2月14日

(5)配布·有効回収状況

①益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査(就学前保護者対象)

配布:1,000件 有効回収:619件 有効回収率61.9%

②益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査 (小学生保護者対象)

配布:1,140件 有効回収:743件 有効回収率65.2%

7 グループインタビューの実施

子育て層の施策・事業に関するニーズを、質的観点から把握することを目的に、グループインタビューを実施しました。

(1)目的

アンケート等の定量調査では得られない深い情報を得るために、子育て層の施策・事業 に関するニーズを、質的観点から把握する。

(2)方法

「本日の座談会は雑談会のような形式で行われますので、リラックスして楽しい雰囲気でおしゃべりをしてください。」と投げかけ、以下のルールで井戸端会議のような状況をつくり、自由に発言してもらう。

- ① ご出席の皆さま方どうしで、ワイワイ賑やかにお話し合いをしてください。
- ② 皆さんに聞こえるようにできるだけ大きな声でお話しください。
- ③ ご自分の意見と逆の意見が出ましたら遠慮せずに反論して「自分はこう思う」と言ってください。この会はいろいろな意見がたくさん出ることを大切にしています。
- ④ お話しされる時は、頭の中で意見をまとめてから話すのではなく、思いついたらすぐ言葉にして飾らずにお話ししてください。
- ▼おかしな日本語になってもかまいません。
- ▼お話の途中でご自分が何をおっしゃっているのかがわからなくなってもかまいません。
- ▼さっきおっしゃったことと今おっしゃっていることがまったく逆の意味になってしまってもかまいません。

(3)インタビュー日時と対象者

①平成26年7月8日(火)午前10時~

(場所)広安小学校

(対象)放課後児童クラブ指導員4人

②平成26年7月12日(土)午前10時~

(場所)益城町立第3保育所

(対象)保育所保護者5人

③平成26年7月14日(月)午前9時30分~

(場所)益城町立第2幼稚園

(対象)幼稚園保護者6人

(4)インタビューフロー

(自己紹介)

- ・お名前、家族構成、関心事
- ①子育て全般について感じること、思いつくことを話題に自由におしゃべりしてください。 -

[適宜確認]

- ・ちょっとでも気になること、もっとこうなるとよいこと、不満なこと
- ・益城町での子育てでよいところ/そのワケ
- ・益城町での子育てでよくないところ/そのワケ
- ②各グループそれぞれのテーマ(「放課後児童クラブ」、「保育所」、「幼稚園」) について感じること を自由におしゃべりしてください。
- ③「放課後児童クラブ(「保育所」、「幼稚園」)」を利用している子どもたちについて、感じること、 思いつくことを話題に自由におしゃべりしてください。
- ④「放課後児童クラブ (「保育所」、「幼稚園」)」を利用している保護者について、感じること、思いつくことを話題に自由におしゃべりしてください。
- ⑤自分が益城町長になったら、何をしたいですか。

[適宜確認]

・ちょっとでも気になること、もっとこうなるとよいこと、不満なこと

※時間は90分程度

第2章 子育ての現状

1 益城町の人口動態

①人口の動向

国勢調査によると、本町の総人口は2010年10月時点で32,676人となっています。2005年までは増加していましたが、2010年は5年前比で106人の減少となりました。また、国立人口問題研究所による将来人口推計では2020年には約800人少ない31,872人、2030年には約2,400人少ない30,270人と推計されています。

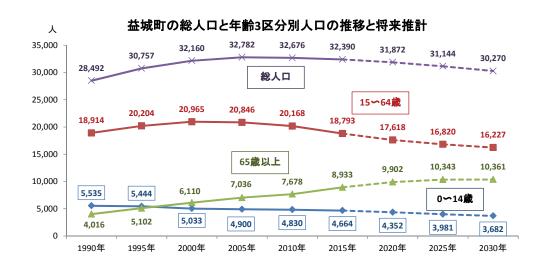
一方、年齢3区分別人口は2010年時点で、「0~14歳」の年少人口が4,830人で総人口の14.8%、「15~64歳」の生産年齢人口が20,168人で61.7%、「65歳以上」の高齢者人口が7,678人で23.5%となっています。2000年にはじめて高齢者人口が年少人口を上回り、その後は差が拡大しており、少子高齢化が進んでいます。

■益城町の総人口及び年齢3区分別の推移と将来推計

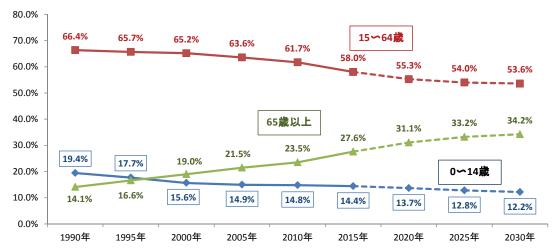
ж.	柼	ı
┯	ᄮ	\sim

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総人口	28,492	30,757	32,160	32,782	32,676	32,390	31,872	31,144	30,270
0~14歳	5,535	5,444	5,033	4,900	4,830	4,664	4,352	3,981	3,682
15~64歳	18,914	20,204	20,965	20,846	20,168	18,793	17,618	16,820	16,227
65歳以上	4,016	5,102	6,110	7,036	7,678	8,933	9,902	10,343	10,361

※国勢調査及び国立人口問題研究所による将来推計人口。2015~2030年は将来推計(各年10月1日時点)







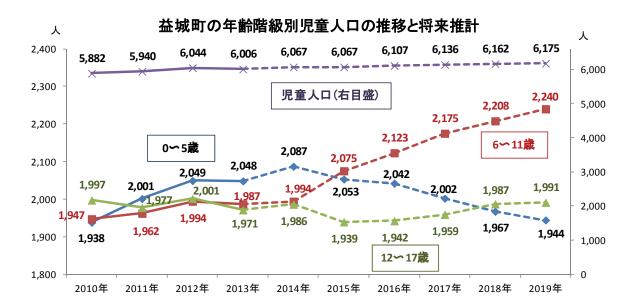
本町の「O〜14歳」年少人口は、2013年4月時点で6,006人(住民基本台帳)。 ここ数年はほぼ6,000人強で推移すると見込まれます。

児童の年齢階級別でみると、団塊ジュニア世代がすでに40歳代に達したことから、今後の「0~5歳」人口は減少傾向で推移することが見込まれます。

■益城町の児童人口の推移と将来推計

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
児童人口	5,882	5,940	6,044	6,006	6,067	6,067	6,107	6,136	6,162	6,175
0~5歳	1,938	2,001	2,049	2,048	2,087	2,053	2,042	2,002	1,967	1,944
6~11歳	1,947	1,962	1,994	1,987	1,994	2,075	2,123	2,175	2,208	2,240
12~17歳	1,997	1,977	2,001	1,971	1,986	1,939	1,942	1,959	1,987	1,991

※住民基本台帳人口、2014~2019年はコーホート変化率法による将来推計(各年4月1日時点)



②本町の出生数と出生率の推移

本町の出生数は2012年が314人。2008年以降は300人を超えており、2000年台前半と比較すると、やや増加傾向が認められます。

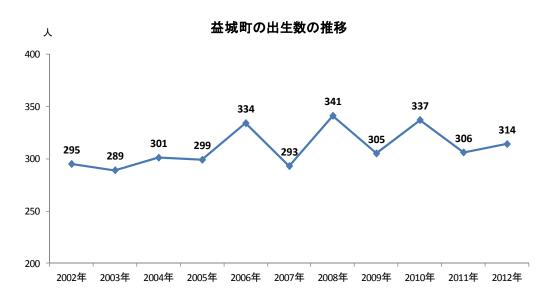
一方、母親の年齢階級別の出生数をみると、2012年では「25~29歳」が最も多く125人で40%を占め、次いで「30~34歳」が92人で29%、「35~39歳」が46人(15%)、「20~24歳」が34人(11%)の順となっています。「25~29歳」と「30~34歳」で全体のほぼ7割を占めています。

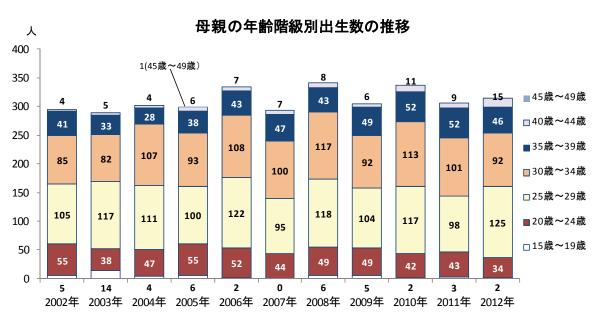
■益城町の出生数の推移

単位:人

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
出生数	295	289	301	299	334	293	341	305	337	306	314

※熊本県衛生統計年報





本町の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの平均数)は「2008~2012年」が1.68で、熊本県平均を0.07ポイント、全国平均を0.3ポイント上回っています。

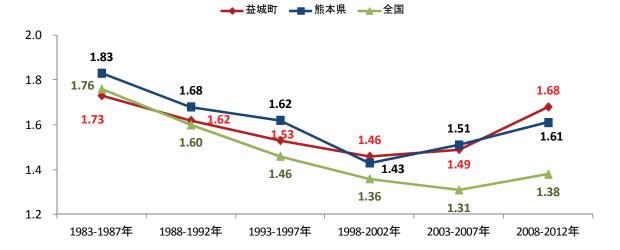
ここ20~30年の推移をみると、「1998~2002年」の1.46を底に上昇に転じ、近年は上昇傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移

	1983-1987年	1988-1992年	1993-1997年	1998-2002年	2003-2007年	2008-2012年
益城町	1.73	1.62	1.53	1.46	1.49	1.68
熊本県	1.83	1.68	1.62	1.43	1.51	1.61
全国	1.76	1.60	1.46	1.36	1.31	1.38

[※]厚生労働省人口動態調査。全国の1997年以前は5年間の単純平均

合計特殊出生率の推移



③女性の年齢階級別就業率の推移

本町の女性の年齢階級別就業率の推移をみると、1985年と1995年はM字型カーブを描いていましたが、2010年は台形型のカーブに変化しています。このことは、20歳代から50歳代までの子育て期全般において働く女性の割合が高くなっていることを示しています。

本町のO~5歳の人口は減少傾向で推移することが見込まれますが、一方で女性の就業率は 以前と比べ高くなっており、保育に対するニーズは高まってきていることがうかがえます。

80.0% 72.4% 69.9% 69.8% 70.0% 72.2% -1985年 ▶1995年 60.0% 2010年 50.0% 54.0% 52.9% 40.0% 30.0% 23.1% 20.0% 10.0% 0.0% 0.2% 15-19歳 20-24歳 25-29歳 30-34歳 35-39歳 40-44歳 45-49歳 50-54歳 55-59歳 60-64歳 65-69歳 70-74歳 75-79歳 80-84歳 85歳以上

益城町女性の年齢階級別就業率の推移(国勢調査)

4、保育所入所児童及び待機児童数の推移

2013年の0~5歳人口は2009年と比べ125人増加していますが、同時期の待機児童を含む保育需要【(A)+(B)】は284人増加しています。

■益城町の0~5歳児に占める保育所入所児童及び待機児童の推移

単位:人

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
0~5歳人口	1,923	1,933	2,001	2,049	2,048
保育所入所児童(A)	799	819	845	926	924
待機児童(B)	26	42	90	110	185
(A)+(B)	825	861	935	1,036	1,109

■益城町の0~5歳児に占める保育所入所児童及び待機児童の割合の推移

単位·%

					平位. /0
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
保育所入所児童(A)	41.5	42.4	42.2	45.2	45.1
待機児童(B)	1.4	2.2	4.5	5.4	9.0
(A)+(B)	42.9	44.5	46.7	50.6	54.2

[※]保育所入所児童及び待機児童は、各年度末の実績

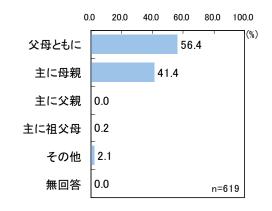
2 アンケート調査にみる現状とニーズ

※回答割合(%)は、小数点第2位以下を四捨五入していることから、合計は必ずしも100%にならないことがあります。また、複数回答の場合、その回答割合の合計は原則として100%を超えています。

<就学前児童の現状とニーズ>

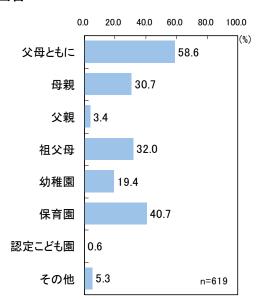
- ①子どもの育ちをめぐる環境
- (1)主に子育てを(教育を含む)を行っている人

「父母ともに」の56.4%が最も多く、これに「主に母親」の41.4%が続いています。



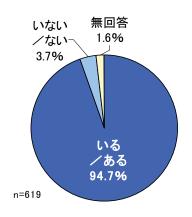
(2)子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人 ※複数回答

「父母ともに」の58.6%が最も多く、以下、回答割合の高い方から「保育園」(40.7%)、「祖父母」(32.0%)、「母親」(30.7%)、「幼稚園」(19.4%)の順となっています。



(3)子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人と場所

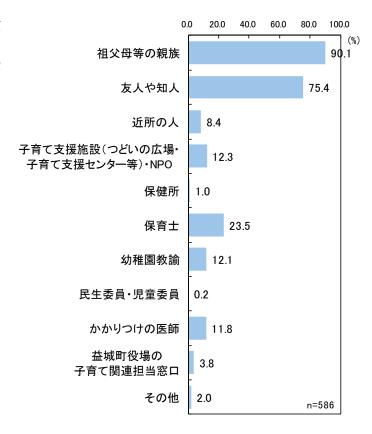
「いる/ある」が94.7%、「いない/ない」が3.7%となっています。



(4)子育て(教育を含む)に関して、気軽の相談できる先 ※複数回答

※子育てをする上で気軽に相談できる人と場所が「1.いる/ある」と回答した人に限定した設問。

「祖父母等の親族」の90.1%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「友人や知人」(75.4%)、「保育士」(23.5%)、「子育て支援施設(つどいの広場・子育て支援センター等)・NPO」(12.3%)、「幼稚園教諭」(12.1%)の順となっています。



②保護者の就労状況

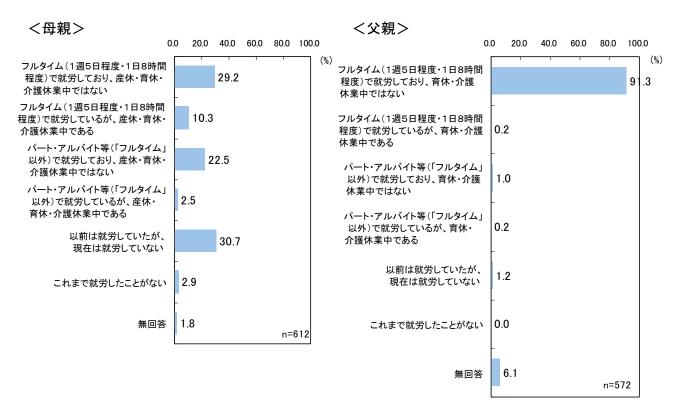
(1)保護者の就労状況(自営業、家族従事者含む)

1)母親

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の30.7%が最も多く、これに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の29.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の22.5%が続いています。

②父親

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も多く、回答者全体の91.3%を占めています。

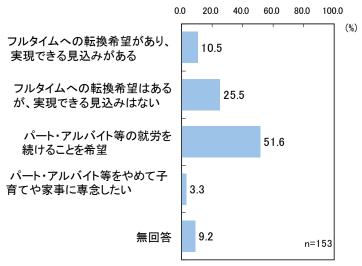


(2)フルタイムへの転換希望

※「パート・アルバイト等で就労している」と回答した人に限定した設問。

①母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が51.6%で最も多く、これに「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の25.5%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の10.5%が続いています。



②父親のフルタイムへの転換希望

「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が2件ずつ、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が1件となっています。

父親の転換希望【問10-2】

	度数	%
フルタイムへの転換希望があ り、実現できる見込みがある	1	14.3
フルタイムへの転換希望はある が、実現できる見込みはない	2	28.6
パート・アルバイト等の就労を続 けることを希望	2	28.6
パート・アルバイト等をやめて子 育てや家事に専念したい	0	0.0
無回答	2	28.6
合計	7	100.0

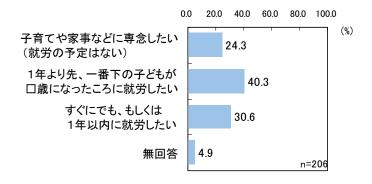
(3) 就労していない人の就労希望

※「就労していない」と回答した人に限定した設問。

①未就労の母親の就労希望等

▼就労希望

「1年より先、一番下の子どもが口歳になった ころに就労したい」が40.3%で最も多く、これ に「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」 の30.6%、「子育てや家事などに専念したい」 の24.3%が続いています。



▼母親が就労したい時期の子どもの年齢

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに 就労したいか」では、「3歳」と「4歳」が20.7%で最も 多く、これに「7歳」の15.9%、「6歳」の13.4%が続 いています。

母親が就労したい時期の子どもの年齢【問10-3①】

	度数	%
1歳	10	12.2
2歳	4	4.9
2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳	17	20.7
4歳	17	20.7
5歳	5	6.1
6歳	11	13.4
7歳	13	15.9
8歳	1	1.2
9歳	2	2.4
10歳 合計	2	2.4
合計	82	100.0

(4)家庭類型の分類について

アンケート調査結果を基に、父母の現在の就労状況に加え、今後の就労形態の希望等を考慮し、潜在的な家庭類型を分類しました。

(例:パートタイムで働く母が、フルタイム就労への移行を希望する場合等を考慮)

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中 120時間以上 120時間未満 下限時間以上 下限時間未満		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプの		タイプC'	
	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
3. パートタイム就労4. 育休・介護休業中	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		000000000000000000000000000000000000000	タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプロ	0		タイプF

※タイプA=ひとり親家庭

%パートタイムの月あたりの就労時間が「下限時間以上 $1\ 2\ 0$ 時間以上」に該当する場合の分類について

・保育所等の利用者or利用希望者 ⇒C または E に分類

・それ以外 \Rightarrow C´または E´ に分類

タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

潜在的な家庭類型の分類結果(全町)は以下のとおりとなっています。

■0歳~就学前

	■ ○ RK · - 3/4 → Pi							
		現在		潜在				
		実数	割合(%)	実数	割合(%)			
タイプA	ひとり親	39	6.9	39	6.9			
タイプB	フルタイム×フルタイム	205	36.2	226	39.9			
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	97	17.1	106	18.7			
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	34	6.0	46	8.1			
タイプD	専業主婦(夫)	188	33.2	146	25.8			
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	1	0.2	2	0.4			
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	1	0.2	1	0.2			
タイプF	無業×無業	1	0.2	0	0.0			
	全体	566	100.0	566	100.0			

		見 現在		潜在			
		実数	割合(%)	実数	割合(%)		
タイプA	ひとり親	11	9.2	11	9.2		
タイプB	フルタイム×フルタイム	60	50.0	63	52.5		
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	5	4.2	11	9.2		
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	5	4.2	6	5.0		
タイプロ	専業主婦(夫)	39	32.5	29	24.2		
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0	0.0	0	0.0		
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0	0	0.0		
タイプF	無業×無業	0	0.0	0	0.0		
	全体	120	100.0	120	100.0		

■1・2歳

		現在		潜在	
		実数	割合(%)	実数	割合(%)
タイプA ひと	とり親	11	7.0	11	7.0
タイプB フノ	レタイム×フルタイム	51	32.5	57	36.3
タイプC フル	レタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	34	21.7	39	24.8
タイプC' フル	レタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	6	3.8	11	7.0
タイプD 専	業主婦(夫)	55	35.0	39	24.8
タイプE パ-	一卜×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプE'パ-	ート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプF 無意	業×無業	0	0.0	0	0.0
	全体	157	100.0	157	100.0

■3歳~	■3 感 ~ 肌 子 削						
		現在		潜在			
		実数	割合(%)	実数	割合(%)		
タイプA	ひとり親	17	5.9	17	5.9		
タイプB	フルタイム×フルタイム	94	32.5	106	36.7		
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	58	20.1	56	19.4		
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	23	8.0	29	10.0		
タイプD	専業主婦(夫)	94	32.5	78	27.0		
タイプE	/ パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	1	0.3	2	0.7		
タイプE'	パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	1	0.3	1	0.3		
タイプF	無業×無業	1	0.3	0	0.0		
全体		289	100.0	289	100.0		

■5歳

	現在		潜在			
	実数	割合(%)	実数	割合(%)		
タイプA ひとり親	5	5.9	5	5.9		
タイプB フルタイム×フルタイム	26	30.6	29	34.1		
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	16	18.8	17	20.0		
タイプC'フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	7	8.2	10	11.8		
タイプD 専業主婦(夫)	29	34.1	23	27.1		
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	1	1.2	1	1.2		
タイプE'パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0	0	0.0		
タイプF 無業×無業	1	1.2	0	0.0		
全体	85	100.0	85	100.0		

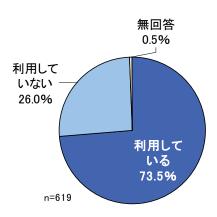
■5歳~学童

■5歳~于里							
		現在		潜在			
		実数	割合(%)	実数	割合(%)		
タイプA て	りとり親	78	10.4	78	10.4		
タイプB	フルタイム×フルタイム	230	30.5	253	33.6		
タイプCフ	7ルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	219	29.1	256	34.0		
タイプC'っ	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	30	4.0	33	4.4		
タイプD 専	厚業主婦(夫)	191	25.4	128	17.0		
タイプE /	パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	1	0.1	3	0.4		
タイプビ',	パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	1	0.1	1	0.1		
タイプF 無	無業×無業	3	0.4	1	0.1		
	全体	753	100.0	753	100.0		

③お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

(1)子どもの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

「利用している」が73.5%、「利用していない」が26.0%となっています。



(2)子どもの平日の教育・保育の事業の認知度・利用状況・利用意向 ※複数回答

①認知度

「保育所(認可保育所)」の94.8%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「幼稚園」 (93.7%)、「ファミリー・サポート・センター」(63.5%)、「幼稚園の預かり保育」(61.2%)、「つどいの広場」(60.3%.)、「その他認可外の保育施設」(43.8%)の順となっています。

②利用状況

※利用状況は、定期的な教育・保育の事業を「1.利用している」と回答した人に限定した設問。

「保育所(認可保育所)」の48.8%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「幼稚園」(31.2%)、「その他の認可外の保育施設」(9.0%)、「幼稚園の預かり保育」(5.7%)、「事業所内保育施設」、「自治体の認証・認定保育施設(2.6%)の順となっています。

③利用意向

「保育所(認可保育所)」が63.8%で最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「幼稚園」(44.9%)、「幼稚園の預かり保育」(27.3%)、「つどいの広場」(22.9%)、「認定こども園」(17.6%)の順となっています。

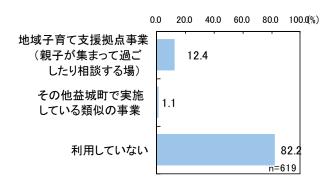
	(認知度)	(利用状況)	(利用意向)
(複数回答)	知っている	平日利用して	 今後利用した
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(n=619)	いる(n=455)	い(n=619)
幼稚園	580	142	278
	93.7	31.2	44.9
幼稚園の預かり保育	379	26	169
	61.2	5.7	27.3
保育所(認可保育所)	587	222	395
	94.8	48.8	63.8
認定こども園	234	2	109
	37.8	0.4	17.6
小規模な保育施設	201	5	40
	32.5	1.1	6.5
家庭的保育	189	4	28
	30.5	0.9	4.5
事業所内保育施設	243	12	41
	39.3	2.6	6.6
自治体の認証・認定保育施設	116	12	30
	18.7	2.6	4.8
その他の認可外の保育施設	271	41	26 4.2
	43.8	9.0	26
居宅訪問型保育	12.0	0.2	4.2
	393	2	103
ファミリー・サポート・センター	63.5	0.4	16.6
	373	11	142
つどいの広場	60.3	2.4	22.9
	- 00.5	13	6
その他	_	2.9	1.0
		2.3	1.0

※上段は度数、下段は%

④お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況

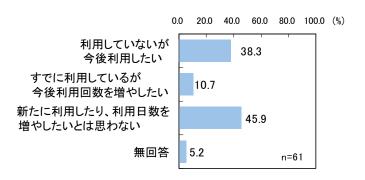
(1)子どもの地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」が82.2%、「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり相談する場)」(12.4%)となっています。



(2)地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が45.9%と最も多く、これに「利用していないが、今後利用したい」の38.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の10.7%が続いています。



(3)その他子育て関連事業の認知度・利用状況・利用意向

①認知度

「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」の66.4%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「子育ての相談窓口」(63.5%)、「保健センターの情報・相談事業」(62.0%)の順となっています。

②利用状況

「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」の33.9%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「保健センターの情報・相談事業」(27.9%)、「子育ての相談窓口」(13.1%)の順となっています。

③利用意向

「小学校の校庭開放」が66.2%で最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(61.7%)、「子育ての相談窓口」(58.3%)の順となっています。

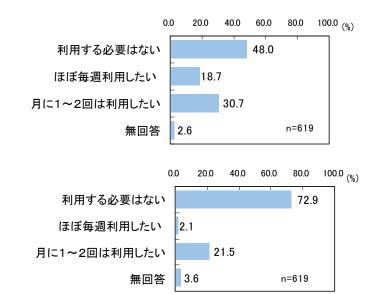
		A (認知度) 合計 知っている		B (利用状況)		C (利用意向)				
	合計			これまでに利用 したことがある			今後利用したい			
		はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
(1)母親(父親)学級、両親学級、育児学級	619	411	180	28	210	354	55	239	299	81
	100.0	66.4	29.1	4.5	33.9	57.2	8.9	38.6	48.3	13.1
(2)保健センターの情報・相談事業	619	384	206	29	173	393	53	344	198	77
	100.0	62.0	33.3	4.7	27.9	63.5	8.6	55.6	32.0	12.4
(3)家庭教育に関する学級・講座	619	116	468	35	26	513	80	291	243	85
	100.0	18.7	75.6	5.7	4.2	82.9	12.9	47.0	39.3	13.7
(4)教育相談センター・教育相談室	619	146	435	38	13	527	79	296	237	86
	100.0	23.6	70.3	6.1	2.1	85.1	12.8	47.8	38.3	13.9
(5)保育所や幼稚園の園庭等の開放	619	209	381	29	77	477	65	382	163	74
	100.0	33.8	61.6	4.7	12.4	77.1	10.5	61.7	26.3	12.0
(6)小学校の校庭開放	619	130	453	36	65	480	74	410	139	70
	100.0	21.0	73.2	5.8	10.5	77.5	12.0	66.2	22.5	11.3
(7)子育ての相談窓口	619	393	195	31	81	468	70	361	186	72
	100.0	63.5	31.5	5.0	13.1	75.6	11.3	58.3	30.0	11.6
								※上段	は度数、	下段は%

⑤お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

(1)定期的な教育・保育の事業の利用希望

①土曜日の利用希望

「利用する必要はない」が48.0%で最も多く、これに「月に $1\sim2$ 回は利用したい」の30.7%、「ほぼ毎週利用したい」の18.7%が続いています。



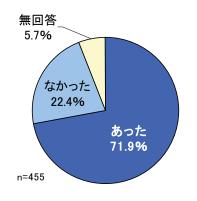
②日曜・祝日の利用希望

「利用する必要はない」が72.9%で最も多く、これに「月に1~2回は利用したい」の21.5%、「ほぼ毎週利用したい」の2.1%が続いています。

⑥お子さんの病気の際の対応

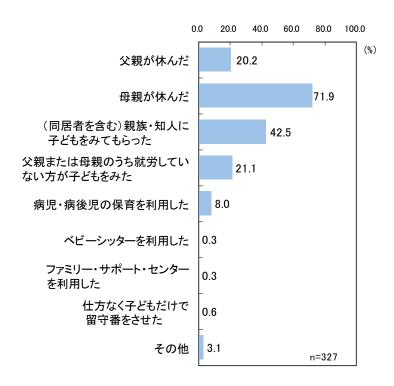
※平日の定期的な教育・保育の事業を利用している保護者に限定。

(1)子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験「あった」が71.9%で、「なかった」は22.4%となっています。



(2)子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処法 ※複数回答

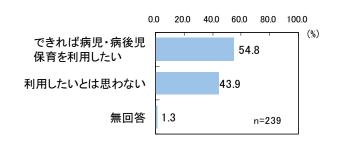
「母親が休んだ」が71.9%で最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「親族・知人に子どもをみてもらった」(42.5%)、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」(21.1%)、「父親が休んだ」(20.2%)、「病児・病後児の保育を利用した」(8.0%)の順となっています。



(3)病児・病後児保育施設等の利用意向

※子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処法として「1. 父親が休んだ」または「2. 母親が休んだ」と回答した人に限定した設問。

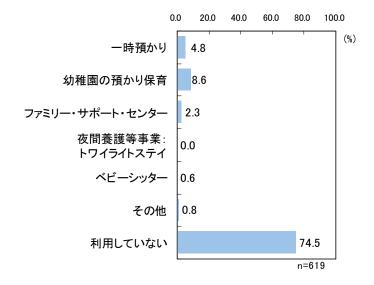
「できれば病児・病後児保育を利用したい」が54.8%で「利用したいとは思わない」は43.9%となっています。



(7)不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

(1)私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業 ※複数回答

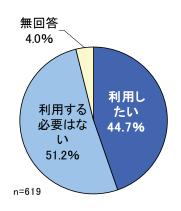
「利用していない」が74.5%で最も多く、これに「幼稚園の預かり保育」の8.6%、「一時預かり」の4.8%が続いています。



(2)定期の一時預かり等のサービスの利用意向

「利用したい」が44.7%で、「利用する必要はない」は51.2%となっています。

「利用したい」理由(複数回答)としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」の65.3%が最も多く、これに「私用(買物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ目的」の61.4%、「不定期の就労」の32.5%が続いています。

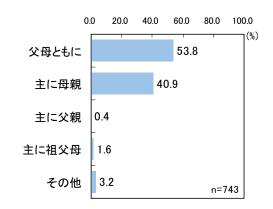


<小学生の現状とニーズ>

①子どもの育ちをめぐる環境

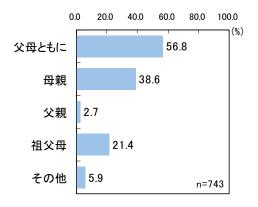
(1)主に子育てを(教育を含む)を行っている人

「父母ともに」の53.8%が最も多く、これに「主に母親」の40.9%が続いています。



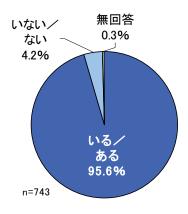
(2)子どもの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人 ※複数回答

「父母ともに」の56.8%が最も多く、これに「母親」の38.6%、「祖父母」の21.4%が続いています。



(3)子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人と場所

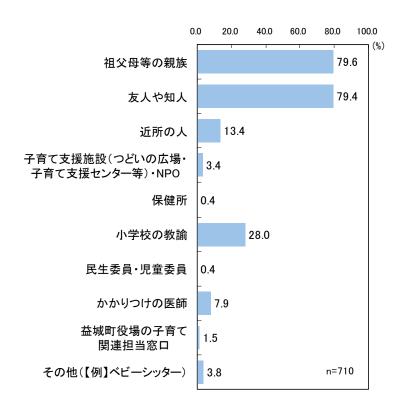
「いる/ある」が95.6%、「いない/ない」が4.2%となっています。



(4)子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先 ※複数回答

※子育てをする上で気軽に相談できる人と場所が「1.いる/ある」と回答した人に限定した設問。

「祖父母等の親族」の79.6%が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「友人や知人」(79.4%)、「小学校の教諭」(28.0%)、「近所の人」(13.4%)、「かかりつけの医師」(7.9%)の順となっています。



②保護者の就労状況

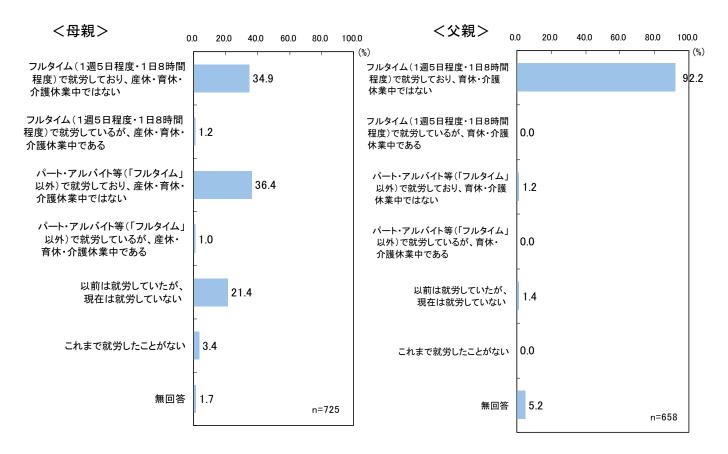
(1)保護者の就労状況(自営業、家族従事者含む)

①母親

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.4%で最も多く、これに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の34.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の21.4%が続いています。

②父親

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も多く、回答者全体の92.2%を占めています。



(2)フルタイムへの転換希望

※「パート・アルバイト等で就労している」と回答した人に限定した設問。

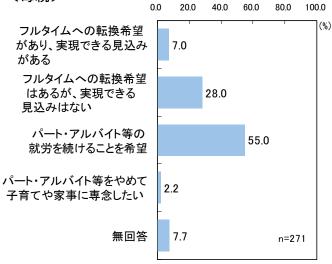
①母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が55%で最も多く、これに「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の28%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の7%が続いています。

②父親のフルタイムへの転換希望

「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が2件ずつと多くなっています。

<母親>



<父親>

	度数	有効%
フルタイムへの転換希望があり、 実現できる見込みがある	2	25.0
フルタイムへの転換希望はある が、実現できる見込みはない	2	25.0
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	1	12.5
パート・アルバイト等をやめて 子育てや家事に専念したい	0	0.0
無回答	3	37.5
合計	8	100.0

(3) 就労していない人の就労希望【問10-3】

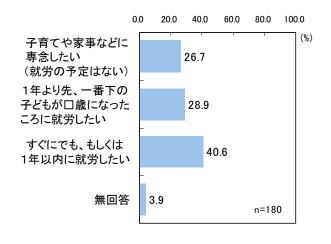
※「就労していない」と回答した人に限定した設問。

①未就労の母親の就労希望等

▼就労希望

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が40.6%で最も多く、これに「1年より先、一番下の子どもが口歳になったころに就労したい」が28.9%、「子育てや家事などに専念したい」の26.7%が続いています。

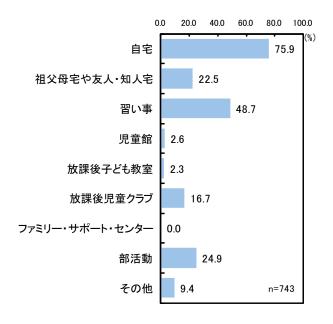
「1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就 労したいか」では、「7歳」が36.5%で最も多く、以下の 割合の高い方から「3歳」(17.3%)、「4歳」(11.5%)と 続いています。



③お子さんの放課後の過ごし方

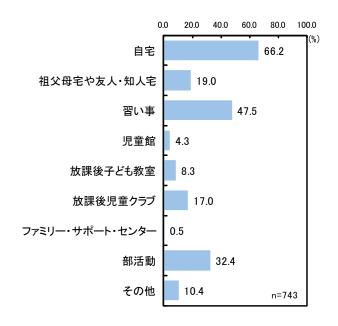
(1)放課後、子どもを過ごさせたい場所等【現状について】 ※複数回答

「自宅」が75.9%で最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「習い事」(48.7%)、「部活動」(24.9%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(22.5%)、「放課後児童クラブ」(16.7%)の順となっています。



(2) 放課後、子どもを過ごさせたい場所等【希望について】 ※複数回答

「自宅」が66.2%で最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から「習い事」(47.5%)、「部活動」 (32.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(19.0%)、「放課後児童クラブ」(17.0%)の順となっています。



3 グループインタビューにみる現状とニーズ

①放課後児童クラブのグループ

■子育て全般について感じること、思いつくこと

子ども同士のコミュニケーションがとれない。

■益城町の子育ての良いところ、良くないところ、他所と比べて

- ・益城町には公園がない。ゲートボール場ばかり。
- ・大きい公園がない。住宅街にあるような小さい公園はあるが、大きいものはない。

■放課後児童クラブで感じること、いいこと、不満含めて

- 運営で頭がいっぱい。
- ・大規模校はどんどん人数も増えて、役員のなりてがいない。会長になるとクジ引きになる。

■その他

・大規模校は学童のメンバーが増えている。人が増えると指導員の手が足りなくなる。大所帯になると危険の問題がでてくる。

■放課後児童クラブを利用している子どもに感じること

・学校と情報交換会をするが、子どもの名前を出して話をすると、学校でも見せていない姿があり、先生 もビックリする。学校の顔、クラブの顔、家の顔は違う。

②保育園保護者のグループ

■益城町の子育ての良いところ

- ・中学校まで医療費無料がすごく羨ましがられる。
- ・益城は年度途中でもいいし、希望通りに入れてくれる。
- ・大きな遊び遊具のある公園がほしい。

■保育園について感じること

- ・早出の始まりが町立は7時30分。7時30分からだったら、仕事に間に合わない。だから全部祖父母にお願いしている。
- ・土曜は4時まで。フルタイム勤務はきつい。

■保護者について感じること、思うこと

・他のお母さんと会うことが少ないので、母親同士の交流がなく、情報交換ができない。

■私が町長だったら、町の子育てをどうしたいか

- ・リフレッシュができる一時保育がほしい。
- ・公園をつくり、教室を増やし、遊具も増やす。

③幼稚園の保護者のグループ

■益城町の子育てでよいところ、悪いところ

- •医療費が無料。
- ・幼稚園代も安い。
- ・病気しても、すぐに病院に連れて行ける。
- ・公園があっても遊具がない。
- •子どもたちに遊びに行けというと、公園がないと言われる。子どもたちだけで歩いて行ける公園も必要。

■幼稚園について感じること

- ・みんなと集団生活を学ぶ場だと思っている。思いっきり遊べればいい。
- ・勉強は学校でできるから、今は思いっきり遊んでほしい。

■益城町の幼稚園について

・安いから家計に優しい。

第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針及び次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を発展的に継承し、以下の通りとします。

1 基本理念

基本理念

みんなで子育て いきいき親子

~安心して産み育て、健やかに育つことを支えるまちづくり~

基本理念は、「益城町子ども・子育て支援事業計画」の基盤となる基本的な考え方を示しています。

平成26年度で終了する「益城町次世代育成支援行動計画」では、基本理念を「みんなで子育て いきいき親子」とし、益城町で子育てしてよかったと思えるよう、また、益城町で育った子どもたちが、将来ここで子育てしたいと思えるようなまちづくりを推進してきました。

本町では、今後、子育て支援策の充実がさらに求められることから、「益城町子ども・子育て支援事業計画」においても、「益城町次世代育成支援行動計画」の基本理念を発展的に継承し、より普及・浸透させることで、地域が一体となってみんなで子育てを応援し、親子がいきいきするような子育て支援の環境づくりを進めていくこととします。

2 基本的視点

この計画を推進する上での基本的視点を、子ども・子育て会議での検討を経て、以下のように定めました。

①一人ひとりの子どもを尊重する視点

一人の人間として子どもの気持ちや考えを大切にし、つねに「子どもの最善の利益」を 考慮し、すべての子どもの生存と発達が保障される地域を目指します。

②親とともに町ぐるみで子育てする視点

親の仕事と家庭生活の変化を踏まえて、多様化している親の子育て観(子育てのスタイルや思い)に寄り添い、具体的に支援しながら、地域社会全体での子育てを目指します。

③教育・保育の担い手の量と質を充実する視点

幼稚園教諭や保育士等の量・質の拡充は子ども・子育て支援策にとっての鍵と言える取り組みであり、その待遇改善や質の高い研修、教育・保育内容の充実した魅力ある職場づくり、再就職支援等を進めます。

3 基本目標

本計画で掲げる基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な施策の 展開を図ります。

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加により、待機児童が増加しています。 すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、保育 施設等を計画的に整備するとともに必要なサービス料を確保するなど、教育・保育の充実 に努めます。

①保育所・幼稚園・認定こども園の計画的整備

.....

- ②地域型保育事業の計画的整備
- ③教育・保育の担い手の量・質の充実

基本目標2 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て家庭が、サービスを効率的に利用できるよう、周知・啓発に努めます。

子どもの健全な成長のため、親育ちの過程を支援する(健康教育と連携)とともに、社会全体で子育てを支援し、応援していく意識づくりに努め、地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

また、妊娠期から出産に係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じる ことができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②子どもの居場所の充実
- ③親支援の充実
- 4経済的支援の充実

基本目標3 子どもと親の健康づくり

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児医療体制の充実、子どもの医療費助成(中学生までを維持)、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進など、保健・福祉及び教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実していきます。

- ①妊娠・出産の支援
- ②子どもの健康の確保
- ③健康教育の推進
- ④小児医療の充実

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

心身ともに健康な子どもの成長を支援していくため、家庭における教育力の向上、地域活動への支援、子どもとじっくり向き合う教職員の育成など、家庭・学校・地域の相互の取り組みによって教育を担い、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

また、子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、地域の関係機関の連携による交通安全・防犯体制を強化するなど、安全・安心なまちづくりに努めます。

- (1)社会全体で子どもを育む教育施策の充実
- ②交通安全・防犯体制の強化

基本目標5 仕事と子育てを支える地域社会づくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組みます。

①仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

基本目標6 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

近年、増加傾向にある児童虐待については、深刻な社会問題となっています。児童虐待があってはならないという認識を地域社会で共有できるよう、啓発活動に努めるとともに、 関係機関の連携を密にし、児童虐待に向けての取り組みを強化します。

また、ひとり親家庭では、自立に向けた情報提供等のサポート体制の充実により、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

さらに、様々な機会を通じて疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。

- ①児童虐待等の防止対策の充実
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

③障がい児施策の充実

4 施策体系 基本 理念

基本目標 基本施策 基本目標1 ①保育所・幼稚園・認定こども園の計画的整備 幼児期の教育・保育の充実 ②地域型保育事業の計画的整備 ③教育・保育の担い手の量・質の充実 基本目標2 ①地域における子育て支援サービスの充実 ②子どもの居場所の充実 地域における子育ての支援 ③親支援の充実 ④経済的支援の充実 み ん 基本目標3 な ①妊娠・出産の支援 で 子 ②子どもの健康の確保 育 子どもと親の健康づくり て ③健康教育の推進 11 き ④小児医療の充実 VI き 基本目標4 親 ①社会全体で子どもを育む教育施策の充実 子 子どもの心身の健やかな 成長のための環境づくり ②交通安全・防犯体制の強化 基本目標5 ①仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組み 仕事と子育てを支える の推進 地域社会づくり 基本目標6 ①児童虐待等の防止対策の充実 要保護及び要支援児童等へ ②ひとり親家庭等の自立支援の推進 の取り組みの推進 ③障がい児施策の充実

第4章 子ども・子育ての環境整備

国の基本指針に沿って、見込み量の算出が必須となっている事業については、以下の手順で算出しました。

1 益城町における児童人口の推計

平成22年~25年の1歳ごとの人口(各年4月1日現在の住民基本台帳人口)に基づき、平成27~31年の児童人口を推計しました。推計結果によると、0~5歳児は平成27年の2,053人から同31年には1,944人となり、109人の減少。小学生の児童に概ね相当する6~11歳児は平成27年の2,075人から同31年には2,240人となり、165人増加すると予測されます。

<詳細>

- ①平成25年4月1日時点の益城町住民基本台帳年齢別人口をもとにコーホート変化率 法で算出
- ②コーホート変化率は、直近3か年の年齢別変化率平均を使用(「平成22年~23年」「平成23年~24年」「平成24年~25年」)
- ③各年の出生率及び男女按分は、平成22年、23年、24年の3か年の実績平均を使用
- ④0歳児人口は、3か年の「出生数→0歳児」移行率平均を使用(「平成22年~23年」「平成23年~24年」「平成24年~25年」)

■推計児童人口 (単位: 人)

_		/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						(十四./()
児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳合計
推	平成27年	296	328	332	360	376	361	2,053
		290	323	337	342	366	384	2,042
計	平成29年	284	317	332	347	348	374	2,002
ĺ	平成30年	279	311	326	342	353	356	1,967
	平成31年	273	306	320	336	348	361	1,944

_								
児童年齢		6歳児(小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児(小4)	10歳児(小5)	11歳児(小6)	6~11歳合計
	平成27年	392	328	333	352	344	326	2,075
推	平成28年	363	397	330	335	354	344	2,123
計	平成29年	386	367	399	332	337	354	2,175
	平成30年	376	390	369	402	334	337	2,208
	平成31年	358	380	392	372	404	334	2,240

Į	児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12~17歳合計
	平成27年	319	326	332	323	323	316	1,939
推	平成28年	324	319	327	330	322	320	1,942
計人	平成29年	342	324	320	325	329	319	1,959
	平成30年	352	342	325	318	324	326	1,987
	平成31年	335	352	343	323	317	321	1,991

2 益城町の家庭類型

国の基本指針によると、量の見込みの算出にあたっては、「潜在的ニーズを含めて量の 見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏ま えることとされています。

本町では、この指針に沿って町民の潜在的なニーズを勘案しつつ、町の実情に合った見込み量を算出します。

見込み量の算出にあたっては、「益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」の結果から、対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下のタイプAからタイプFの8種類に類型化しました。そして、現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布を算出しました。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況	備考(保育の必要性等)
タイプA	ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
タイプD	專業主婦(夫)	
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
タイプF	無業×無業	

年齢別にみた家庭類型く現状>

単位:%

									1 12.0 / 0
タイプ	A	В	С	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳~就学前	7	36	17	6	33	0	0	0	100
0歳	9	50	4	4	33	0	0	0	100
1・2歳	7	32	22	4	35	0	0	0	100
3歳~就学前	6	33	20	8	33	0	0	0	100



年齢別にみた家庭類型<潜在>

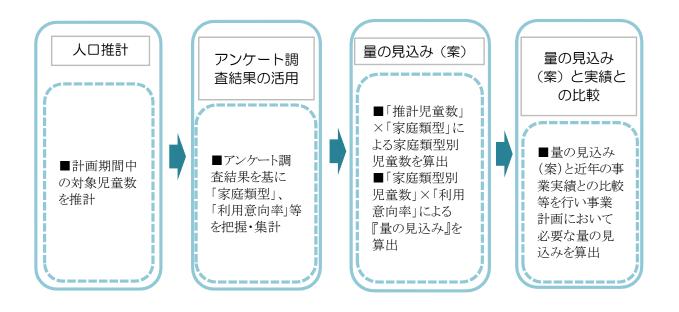
単位:%

タイプ	А	В	C	C' (パート短)	D	Е	E' (パート短)	F	合計
0歳~就学前	7	40	19	9 8	26	0	0	0	100
0歳	9	53	9	9 5	24	0	0	0	100
1•2歳	7	36	/ 2	5 7	25	0	0	0	100
3歳~就学前	6	37	/ 19	9 10	27	1	0	0	100

3 量の見込みの算出方法

国が示した「作業の手引き」に基づき、「人口推計」や「アンケート調査の結果」より 算出した「量の見込み(案)」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い 事業計画において必要な「量の見込み」を算出しました。

○量の見込みの算出方法の概要



4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

「提供区域の設定」とは、「子ども・子育て支援法」第61条で、市町村子ども・子育て支援事業計画において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとしています。

このことから、本町における人口の動向、平成25年度に実施した「益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」の結果、保育所及び幼稚園の設置状況等を勘案し、本町では既存の幼稚園や保育所を中心とする社会資源を活用した支援を進める必要があると考えます。

併せて、サービスの利用対象者は子育て世帯であり、行動範囲が広く若い年代となっています。また、幼稚園では送迎バス等の通園手段が整備されている状況にあります。

このことから、本町における新制度の区域設定については、町全域を1つの区域として 設定し、子ども・子育て支援事業計画に係る事業の推進を図るものとします。

5 量の見込みを定める事業とその事業内容

以下の事業について、量の見込みと確保の方策及び確保の時期を定めました。

	対象事業(教育・保育)	事業内容
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	1号(3~5歳)が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設
	保育認定①(幼稚園) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	2号(3~5歳)が対象。幼稚園は上記 の事業内容参照
2	保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号(3~5歳)が対象。保育所は保護者の就労や病気などにより、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照
3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	3号(0歳、1~2歳)が対象。地域型 保育事業は市町村の認可事業で、多 様な施設や事業の中から利用者が選 択できる仕組みとすることにしており、 小規模保育(利用定員6~19人)、家 庭的保育(同5人以下)、居宅訪問型 保育、事業所内保育がある。認定こども 園と保育所は上記の事業内容参照

	対象事業(地域子ども・子育て支援事業)	事業内容
1	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	幼稚園の一時預かりは通常の教育時間の終了後や夏休みなどに在園児を 預かる事業。一時預かり事業は保護者 の仕事等の都合により子どもを一時的 に預かる事業
2	延長保育事業	11時間の開所時間の前後の時間に、さらに延長して保育を実施する事業
3	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども 園・幼稚園・保育所での教育・保育や、 一時預かり、放課後児童クラブ等の地 域子ども・子育て支援事業等の中から 適切なものを選択し円滑に利用できるよ う、身近な場所で支援を行う事業
4	放課後児童健全育成事業(学童保育所・学童クラブ)	放課後等、就労などにより昼間家庭 に保護者のいない子どもを対象に、放 課後児童支援員の支援の下で遊びや 生活の場を提供する事業
5	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、 児童養護施設などで子どもを預かる事業

	対象事業(地域子ども・子育て支援事業)	事業内容
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべて の家庭を訪問し、様々な不安や悩みを 聞き、子育て支援に関する情報提供等 を行うとともに、親子の心身の状況や養 育環境等の把握や助言を行い、支援が 必要な家庭に対しては適切な事業提 供につなげる事業
7	養育支援訪問事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。対象は乳児家庭全戸訪問事業等により把握した必要と認められる児童や保護者等
8	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業
9	病児•病後児保育事業	子どもが病気などのために保育所等 に預けられない場合で、保護者が就労 などにより家庭での保育が難しいとき に、子どもを医療機関などに併設した 施設で預かる事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	会員登録した地域住民が自宅で子ども(小学生)を預かる事業。預かる会員 と預ける会員による相互援助活動
11	妊婦健康診査	母子の健康状態を確認するため、問 診や血液検査、超音波検査などを行う 健康診査

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育に係る給付(施設型給付・地域型保育給付)を受けるには、その子どもの「保育の必要性」について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。

認定区分は以下の通り(主に、「年齢」と「保育の必要性」の有無による区分)です。

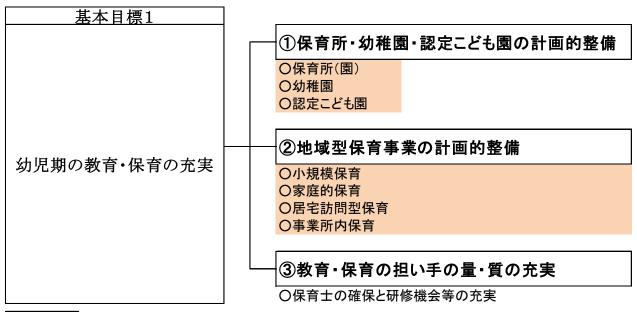
1号認定:3-5歳児 幼児教育のみの利用(保育の必要性なし)

2号認定:3-5歳児 保育の必要性あり 3号認定:0-2歳児 保育の必要性あり

6 基本施策の展開

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加により、待機児童が増加しています。 すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、保育 施設等を計画的に整備するとともに必要なサービス料を確保するなど、教育・保育の充実 に努めます。



は、本計画に盛り込むべき必須の事業・活動

①保育所・幼稚園・認定こども園の計画的整備 【担当課:子ども課】

現在、町立保育所が5か所、私立保育園が4園、町立幼稚園が2園、私立幼稚園が1園 あり、それぞれ幼児教育や保育等を実施しています。

待機児童は、平成26年10月1日現在で132人となっている状況です。

事業名	内容
保育所(園)	保育所(園) において、保護者の仕事や病気などの理由により、 家庭での保育ができない子どもを保護者にかわって保育する事 業です。
幼稚園	幼稚園において、幼児が幼児期に様々な体験を豊富に得られるような環境をつくり、その中でふさわしい生活を送れるよう教育を行う事業です。
認定こども園	保育所(園)・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う事業です。

②地域型保育事業の計画的整備 【担当課:子ども課】

様々なニーズに対応していくために、少人数で保育機能や質が確保された地域型保育事業を計画的に整備していく必要があります。

事業名	内容
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型 保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

<量の見込みと実績>

- ・1号及び2号学校教育の利用希望が強いとは、現在の幼稚園の利用を希望されているものであり、ニーズ調査による量の見込みが実績を上回っています。利用希望と実際の利用には差があること、幼稚園の定員数等を勘案して420人分を確保します。
- ・2号認定子ども園及び保育所、3号(O歳)(1・2歳)は、現在の保育所の利用を希望されているものであり、3号1・2歳児についてはニーズ調査による量の見込みが実績を大きく上回っています。

平成26年3月31日の利用人数 単位: 人/月

一成20年3月31日の利用人数 単位・人						
	1号	2-	号	3号		
		3歳以上で	保育が必要			
	3歳以上 教育希望	教育希望 が強い	左記以外 (認定こども 園、保育所)	0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要	
幼稚園	402 0					
認定こども園(幼稚園部分)						
認定こども園(保育所部分)			0	0	О	
保育所			513	87	324	
小規模保育、家庭的保育、事業所内保育(*)				0	0	

^(*)子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付の対象となると見込まれるもののみ。

く確保方策>

- ・人口推計によると、0~5歳児の人口は平成27年をピークに穏やかに減少していくことになっており、確保の方策としては既存保育所の定員増と既存施設の認定こども園への移行によって行い、定員を超えた弾力的運用を図りニーズに対応していきます。
- ・1号及び2号(学校教育の希望が強い)は、既存の幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)で確保します。
- ・2号(上記以外)及び3号は、既存もしくは新設の保育所、認定こども園(保育所機能部分)及び地域型保育事業(家庭的保育事業等)で確保します。

平成27年度 単位: 人/月

<u> 平成27年度</u>									単位:/	乀/月
	1号			2	号			3	号	
			3歳以.	上で	保育が必要					
	3歳以上 教育希望		教育希望 が強い	基	左記以外 (認定こと 園、保育原	*t	0歳保育 が必要		1・2歳保 が必要	
量の見込み	368			6	71		147		428	
重の兄込み	300		132		539		147		420	
確保方策										
幼稚園	380	З	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0		_				
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					629	11	101	11	335	11
地域型保育事業							13	5	36	5
合 計	380	3	40	3	629	11	114	16	371	16

平成28年度 単位:人/月 1号 3号 2号 3歳以上で保育が必要 3歳以上 左記以外 0歳保育 1.2歳保育 教育希望 教育希望 (認定こども 園、保育所) が必要 が必要 が強い 669 量の見込み 366 145 428 132 537 確保方策 幼稚園 380 3 40 3 0 O Ο 0 認定こども園(幼稚園部分) 認定こども園(保育所部分) 0 0 0 保育所 629 11 101 11 335 11 5 5 13 36 地域型保育事業 3 380 40 3 629 11 114 16 371 合 計 16 **平成29年度** 単位: 人/月

<u> </u>									中位./	((/)1
	1号	1号 2号						3	号	
			3歳以_	上で	保育が必要					
	3歳以上 教育希望		教育希望 が強い	<u> </u>	左記以外 (認定こと 園、保育原	j.	0歳保育 が必要		1・2歳保 が必要	
量の見込み	358			6	54		142		421	
里の兄込み	300		129		525		142		421	
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	Ο						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					679	12	117	12	369	12
地域型保育事業							19	7	50	7
合 計	380	3	40	3	679	12	136 19		419	19

平成30年度 単位: 人/月

一一次30千尺									平匹・/	((/))
	1号				号			3	号	
			3歳以.	上で	保育が必要					
	3歳以上 教育希望		教育希望 が強い		左記以外 (認定こと 園、保育原	* *	0歳保育 が必要		1・2歳保 が必要	
目の日は 7.	250			6	43		120		440	
量の見込み	352		127		516		139		413	
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					679	12	117	12	369	12
地域型保育事業							19	7	50	7
合 計	380	3	40	3	679	12	136	19	419	19

平成31年度 単位: 人/月

一人は「十人							平匹・ババ				
	1号			2	号			3	号		
			3歳以.	上で	保育が必要						
	3歳以上 教育希望		教育希望 が強い		左記以外 (認定こと 園、保育原	*ŧ	0歳保育 が必要		1・2歳保 が必要		
豊 の日は 7、	350			64	40		136		406		
量の見込み	330		126		514		130		400		
確保方策											
幼稚園	380	3	40	3							
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0							
認定こども園(保育所部分)					0	О	0	0	0	0	
保育所					679	12	117	12	369	12	
地域型保育事業					_		19	7	50	7	
合 計	380	3	40	3	679	12	136	19	419	19	

③教育・保育の担い手の量・質の充実 【担当課:子ども課】

今般、国において、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めることを目的とした「保育士確保プラン」が策定されました。

本町においても、保育士及び放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、町 広報紙、町ホームページ等での募集やハローワークとの連携強化を行います。また、保育 の質を高める研修会を企画するなど、教育・保育の担い手の量・質の充実に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て家庭が、サービスを効率的に利用できるよう、周知・啓発に努めます。

子どもの健全な成長のため、社会全体で子育てを支援し、応援していく意識づくりに努め、地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

基本目標2 ①地域における子育て支援サービスの充実 〇一時預かり事業 〇延長保育事業 〇利用者支援事業 〇放課後児童健全育成事業 〇子育て短期支援事業(ショートステイ) 〇乳児家庭全戸訪問事業 〇養育支援訪問事業 〇地域子育て支援拠点事業 〇病児・病後児保育事業 〇子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 〇妊婦健康診査 ②子どもの居場所の充実 〇児童館 地域における子育ての支援 〇地域子ども教室推進事業 ○放課後子ども教室推進事業 〇いじめ電話相談室 ③親支援の充実 〇マタニティーサークル(母親学級) 〇ペアレントサークル(両親学級) 〇子育で広場 〇親育ち支援講座(すこやか広場) ④経済的支援の充実 〇児童手当 〇子ども医療費助成事業

は、本計画に盛り込むべき必須の事業・活動

〇就学援助事業

〇私立幼稚園就園奨励費補助事業

①地域における子育て支援サービスの充実

女性の社会進出の増加は、保育所(園)や幼稚園における保育時間の延長や一時保育等、 保育サービスに対する様々なニーズが求められるようになってきています。

これらに対応して、多様な保育サービスの充実に努めていく必要があります。

1) -1 一時預かり事業(在園児対象型) 【担当課:子ども課】

幼稚園における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業です。

<量の見込みと実績>

- ・在園児型の一時預かり事業については、現行制度の「幼稚園における長時間預かり」が 移行するものです。
- ・ニーズ調査による量の見込みは実績を大幅に上回ったことから、実績に今後の伸びを勘 案した量の見込みを設定しました。

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

(単位:人、箇所)

		利用状況 (H25年度実績	責)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
0)	①1号認定による利用			475	3	473	3	463	3	455	თ	452	3
見 込 み	②2号認定による利用			7,590	3	7,590	З	7,418	3	7,303	M	7,245	3
確保 方策	一時預かり事業 (在園時対象型)	3,820	1	18,300	3	18,300	3	18,300	З	18,300	თ	18,300	3

く確保方策>

既存の幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)で確保します。

1) -2 一時預かり事業(「在園児対象型」以外) 【担当課:子ども課】

保護者の仕事等の都合により就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

<量の見込みと実績>

・ニーズ調査による量の見込みは実績を大幅に上回ったことから、実績に今後の伸びを勘 案した量の見込みを設定しました。

一時預かり事業(在園時対象型を除く)

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	量の見込み		1,448	1	1,447	1	1,418	1	1,389	1	1,363	1
Tde I□	一時預かり事業 (在園時対象型を除く)		-	-	1,200	1	1,200	1	1,200	1	1,200	1
確保 方策	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業[病児・緊急対応強 化事業を除く])	326 1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1

く確保方策>

・現在実施している子育て援助活動支援事業では、会員数を増やすことにより確保します。 また、一時預かり事業(在園児対象型を除く)については、1箇所整備する方向で検討します。

2) 延長保育事業 【担当課:子ども課】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<量の見込みと実績>

・平成27年度の量の見込み401人に対し、平成25年度実績の延長保育事業(補助対象)実施認可保育所8カ所における平成25年度実績は407人となっています。このことから、計画における確保量は、ニーズ調査に基づいた量を参考に設定しました。

延長保育事業 (単位:人、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み		401	10	399	10	391	10	384	10	380	10
確保方策	407 8	410	10	410	10	410	10	410	10	410	10

<確保方策>

・実施箇所数については、平成27年度以降10箇所で確保を図ります。

3) 利用者支援事業 【担当課:子ども課】

子ども・子育ての推進にあたって、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

く量の見込み>

- ・利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、 教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なこと から、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされ ています。
- ・国の補助基準では、「1市町村当たりの箇所数は、10月1日時点0~5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。(1万人未満切り上げ)」とされていることから、本町の実施箇所数上限は1箇所となり、確保方策を検討しています。

利用者支援 (単位:箇所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	1	1	1

<確保方策>

・27、28年度のニーズの状況を確認し、29年度をめどに整備する方向で検討します。

4) 放課後児童健全育成事業 【担当課:子ども課】

保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

<量の見込みと実績>

・ニーズ調査による量の見込みは、実績の2倍程度となっていたことから、実績と今後の 児童数の伸びを勘案して量の見込みを設定しました。

放課後児童健全育成事業

(単位:人、箇所)

	利用状況 (H25年度実績	責)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			315	7	333	8	353	8	373	8	393	8
量の見込み	小学校低学年	Ħ	299		316		335		354		373	
	小学校高学年	丰	16		17		18		19		20	
確保方策	273	5	340	7	370	8	400	8	400	8	400	8

<確保方策>

・確保の方策としては需要の多い広安西小学校は施設を整備し対応します。その他の小学校は空教室等を利用した定員増を図りニーズに対応していきます。

5) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 【担当課:子ども課】

保護者の疾病や仕事等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

<量の見込みと実績>

・ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。また確保量は年々増加傾向にあること、そして安全安心を目的とした事業の趣旨から、見込み量を上回る量を設定しました。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み		148	3	147	3	144	3	142	3	140	Ω
確保方策	11	3 150	3	150	3	150	3	150	3	150	3

<確保方策>

・現在事業を実施している3箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

6) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【担当課:健康づくり推進課、子ども課】

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及び その保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行 う事業です。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

・量の見込みは、過去の訪問実績等に基づいて設定しました。

乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施機関:子ど	実施体制8人、 実施機関:子ど も課、健康づく り推進課	実施体制8人、 実施機関:子ど も課、健康づく り推進課	実施機関:子ど	実施体制8人、 実施機関:子ど も課、健康づく り推進課

<確保方策>

・町子ども課と健康づくり推進課で8人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

7)養育支援訪問事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)

【担当課:子ども課】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる児童や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、援助、その他必要な支援を行う事業です。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

・量の見込みは、過去の訪問実績等に基づいて設定しました。

養育支援訪問事業

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策					実施体制5人、 実施機関:子ど も課

く確保方策>

・町子ども課で5人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

8) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)

【担当課:子ども課】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、 乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提 供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと実績>

・ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績と想定する 子どもの数の量を勘案して見込み量を設定しました。

地域子育て支援拠点事業

(単位:人日、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み		1,377	1	1,368	1	1,344	1	1,319	1	1,295	1
確保方策	700 1	1,400	1	1,400	1	1,400	1	1,400	1	1,400	1

<確保方策>

・1箇所で実施し、量の見込みを確保するとともに、ニーズに対応します。

9)病児・病後児保育事業 【担当課:子ども課】

保護者の就労等により子どもが病気の際に保育が困難な場合において、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する事業です。

<量の見込みと実績>

・ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績と今後の伸びを勘案して見込み量を設定しました。

病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	•
	量の見込み			1,582	1	1,574	1	1,543	1	1,516	1	1,498	1
確保 方策	病児•病後児保育事業	475	1	960	1	960	1	1,600	2	1,600	2	1,600	2

<確保方策>

・平成27、28年度の状況を勘案して、29年度にもう1箇所を整備する方向で検討します。

10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【担当課:子ども課】

乳幼児や小学生を対象として、児童の預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動を行う事業です(ここでは小学生が対象)。

く量の見込み>

・ニーズ調査に基づく量の見込みは平成27年度で18人、平成25年度の実績は11人となっています。ニーズ調査による量の見込みと今後の需要増を勘案して確保量を設定しました。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[就学児])

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	量の見込み			18	1	18	1	18	1	18	1	18	1
確保 方策	子育て援助活動支援事業	11	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1

<確保方策>

・現在事業を実施している1箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

11) 妊婦健康診査 【担当課:健康づくり推進課】

妊婦が安心・安全に出産できるように、妊娠中に定期的な健診を行うことで、母子の健康状態を確認する事業です。経済的な負担を少なくするために健診費用の助成を行っています。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

・過去の実績に基づいて量の見込みを設定しました。

妊婦に対する健康診査

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施機関: 各医 療機関に委託				

<確保方策>

・母子健康手帳交付時に、14回分の妊婦健康診査受診券を交付します。基準額を上限として助成を行います。

検査項目:妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期(望ましい基準): 妊娠初期より妊娠23週まで 4週間に1回

妊娠24週より妊娠35週まで 2週間に1回

妊娠36週以降分娩まで 1週間に1回

②子どもの居場所の充実

子どもたちが安心して自由にのびのびと遊び、ふれあうことができるよう、児童館等を 活用し、放課後や長期休暇における子どもたちの居場所づくりの充実に努めます。 取り組む事業は、以下の通りです。

事業名	担当課	内容
児童館	子ども課	18歳までの児童を対象とした「子どもの遊び場」です。児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、乳幼児親子サークル(わくわくくらぶ)や、地域の児童を対象とした遊びのイベント等を実施しています。
地域子ども教室 推進事業	生涯学習課	木山子ども教室でそろばん、おじゃめ、その他体験活動を実施し、学力の向上と社会性の向上をめざしています。
放課後子ども教室 推進事業	生涯学習課	飯野、津森、広安、広安西小学校で実施しています。そろば んを主に学習し、講師は公民館講座そろばん教室の受講生が 中心となり、指導を行っています。
いじめ電話相談室	生涯学習課	小中学校で発生する「いじめ」の相談に、町が選任した社会教育指導員が対応し、問題の早期解決が図れるようにアドバイスを 行っています。

③親支援の充実

妊娠期から出産、子育てに係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

取り組む事業は、以下の通りです。

事業名	担当課	内容
マタニティーサークル (母親学級)	健康づくり推進課	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・子育てに関する知識の 普及を図るとともに、不安や悩みを解消し、妊婦同士が交流を 行う場として実施しています。
ペアレントサークル (両親学級)	健康づくり推進課	初めて出産を迎える夫婦を対象に、年6回、日曜日を利用して 実施しています。サークルの内容は、夫による沐浴実習、妊婦 体験ジャケットの着用等を取り入れ、夫婦で妊娠・出産・子育て を協力して行えるよう支援しています。
子育で広場	健康づくり推進課	子育てに関する不安や悩み、子どもの発育、発達などに対して、気軽に保健師・管理栄養士・歯科衛生士などに相談できる場として、月に2回益城町保健福祉センターで実施しています。乳幼児健診後の経過を見る場としても活用しており、子どもの発育、発達の確認も行っています。また、参加者同士の交流の場としてお互いが情報交換を行うことで、育児不安の軽減につながっています。
親育ち支援講座(すこやか広場)	子ども課	0歳から5歳までの子どもを持つ親が集まり、親自身の生活や 子育て、家庭のことなど、参加者が話したいことについて安心し て考えることが出来るよう支援します。週1回の6回連続コースで 実施しています。

④経済的支援の充実

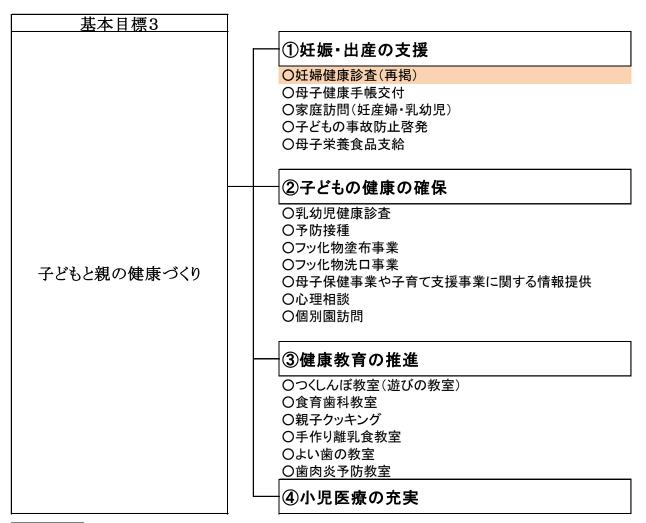
子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費の助成などの支援を行い、子育て家庭の安定に努めていきます。

取り組む事業は、以下の通りです。

事業名	担当課	内容
児童手当	子ども課	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に 中学校修了までの児童を対象に支給されます。
子ども医療費 助成事業	子ども課	子どもに係る医療費を中学校修了まで助成する制度です。病気の早期治療を促進し、その健康の保持および健全な育成と、 子育て支援を図ることを目的として実施しています。
私立幼稚園就園 奨励費補助事業	子ども課	私立幼稚園に入園している世帯の所得(町民税額)に応じて、 保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料の一部を援助 する事業です。
就学援助事業	学校教育課	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の 保護者に対して、就学に要する諸経費(学用品費、通学用品 費、修学旅行費、給食費等)を援助する事業です。

基本目標3 子どもと親の健康づくり

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児医療体制の充実、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進など、保健・福祉および教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実していきます。



は、本計画に盛り込むべき必須の事業・活動

①妊娠・出産の支援

母子がともに健康な生活を送ることができるよう、妊婦健診等による母子の健康管理の充実や関連する支援団体等との連携を図っていきます。

事業名	担当課	内容
妊婦健康診査 (再掲)	健康づくり推進課	妊婦が安心・安全に出産できるように、妊娠中に定期的な健診を行うことで、母子の健康状態を確認する事業です。経済的な負担を少なくするために健診費用の助成を行っています。
母子健康手帳交付	健康づくり推進課	妊娠届出時に交付する母子健康手帳は、妊娠・出産及び育児に関する親と子の健康記録として活用されています。交付時には、健康教育として妊娠出産に関する制度、母子健康手帳の使用方法についての話、保健・栄養・歯科指導を実施しています。 月に2回、交付日を設けて交付しています。
家庭訪問(妊産婦・ 乳幼児)	健康づくり推進課	妊婦、産婦、乳幼児に対して、家庭訪問による相談、保健指導が必要な時、また、本人や家族の希望があった時などに、保健師、管理栄養士等が家庭訪問を実施しています。
子どもの事故防止啓 発	健康づくり推進課	乳幼児健診時に、事故防止について集団指導を実施しています。また、7か月児健診では子どもの口に入る大きさをチェックできる「チャイルドマウス」を配布しています。2歳児健診では、子どもの視野が体験できる媒体「チャイルドビジョン」を利用して健康教育を行っています。
母子栄養食品支給	健康づくり推進課	本町に住所を有する前年分の所得税の非課税世帯に属する 妊産婦及び乳幼児(乳幼児については体重が10パーセンタイ ル値以下の者及び健康診査等の結果、医師により栄養強化を 行うことが必要と認められた者)に対して、栄養強化に必要な牛 乳やミルクを支給しています。

②子どもの健康の確保

各種健康診査や予防接種の機会を通じて、乳幼児期における子どもの健康の確保に努めます。

事業名	担当課	内容
		4か月児、7か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の各時期に、益城町保健福祉センターで集団健診を実施しています。 乳幼児の健全な成長の確認や疾病および障がいの早期発見に取り組みます。また、健診の場を利用した親の育児不安の解消や、児童虐待の早期発見、防止の役割も担っています。
乳幼児健康診査	健康づくり推進課	◆乳幼児健診の目的 ・家族が子どもの今の体の状態を理解し、子どもが病気にならない生活習慣を送ることができる。 ・家族や周りの人が子どもの発育・発達状況の確認ができる。 ・親が子育ての不安があれば相談できる。
	◆乳幼児健康診査の実施内容 ・内科診察、発達チェック、身体計測、集団指導(保健、栄養、 歯科)、個別指導(保健、栄養、歯科) ※1歳6か月児、2歳、3歳児健診は歯科診察を実施 ※2歳児健診は、内科診察はなし	
予防接種	健康づくり推進課	予防接種法に基づいた予防接種(ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防)を実施しています。
フッ化物塗布事業	健康づくり推進課	町内の保育所・幼稚園児を対象に、歯科健診時にあわせてフッ化物塗布を実施しています。また、1歳児健診時に、就学前までフッ化物塗布が受けられる「フッ化物塗布カード」を配布しています。さらに、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診において希望者にフッ化物塗布を実施しています。
フッ化物洗口事業	健康づくり推進課	むし歯予防を目的に、町内の保育所、幼稚園の4歳児以上を 対象に、フッ化物洗口を実施しています。小学校、中学校にお いても順次開始していきます。
母子保健事業や子 育て支援事業に関す る情報提供	健康づくり推進課・子 ども課	乳幼児健診、育児相談等の1年間の予定を「ましきっ子のスケジュール」として、出生時に配布するほか、益城町保健福祉センターや子ども課窓口への設置、町ホームページ上での掲載に取り組んでいます。 子育て支援事業については、広報誌及び町ホームページに掲載しています。
心理相談	健康づくり推進課	就学前の幼児を対象に、臨床心理士が、子どもの発達についての相談や発達検査を行います。
個別園訪問	健康づくり推進課	乳幼児健診や心理相談において、経過観察が必要な子ども に対し、保護者の了承のもと、保健師、療育相談員が保育所、 幼稚園を訪問し、集団生活の様子を観察します。また、必要に 応じて園訪問後に保護者との面談を行います。

③健康教育の推進

子どもや保護者が元気で健康に暮らすためには、自身の状態や病気についての知識が必要です。そのため、学校や地域で生活習慣のあり方等の教育を行い、子どもが積極的に健康について考える機会の充実に努めます。

事業名	担当課	内容
つくしんぼ教室 (遊びの教室)	健康づくり推進課	子どもへの関わりや子育てに困難さを感じている親およびその子ども、また乳幼児健診などで経過をみる必要がある子ども等を対象に、相談支援や小集団での遊びを、月に1回実施しています。
食育歯科教室	健康づくり推進課	管理栄養士と歯科衛生士が町内の保育所、幼稚園の年長児 を対象に、講話とブラッシング指導を行っています。
親子クッキング	健康づくり推進課	3歳から就学前までの子どもとその保護者を対象に、子どもの 食生活の確立と今までの食生活を振り返る機会として、年1~2 回実施しています。「朝ごはんをつくろう」と題し、朝食をつくる実 習と試食を行っています。
手作り離乳食教室	健康づくり推進課	保護者を対象に、子どもが、母乳、ミルク以外の食べ物を必要とする時期に、子どもの成長にあわせた離乳食をすすめるための学習を行うことを目的に実施しています。
よい歯の教室	健康づくり推進課	歯科衛生士による講話「むし歯はなぜできるか」、実習「ロの中の観察」、管理栄養士による講話「お菓子に含まれる砂糖の量について」等を、小学3年生を対象にクラスごとに実施しています。
歯肉炎予防教室	健康づくり推進課	小学校4年生を対象に、歯肉炎予防のための正しいブラッシング方法の習得、歯と健康とおやつの関係について学ぶことを目的に、歯科衛生士、管理栄養士が講話とブラッシング指導を行います。

④小児医療の充実

地域で安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の一層の充実・確保に取り組みます。また、近隣の市町村、関係機関との連携の下、小児救急医療体制の整備をめざします。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

心身ともに健康な子どもの成長を支援していくため、家庭における教育力の向上、地域活動への支援、子どもとじっくり向き合う教職員の育成など、家庭・学校・地域の相互の取り組みによって教育を担い、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

また、子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、地域の関係機関の連携による交通安全・防犯体制を強化するなど、安全・安心なまちづくりに努めます。

基本目標4

子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

①社会全体で子どもを育む教育施策の充実

- 〇ブックスタート事業
- 〇おはなし会
- 〇学校支援地域本部事業
- 〇スクールカウンセラー事業
- 〇いきいき益城っ子育成事業
- Oドリーム益城っ子事業

②交通安全・防犯体制の強化

〇交通安全·防犯

①社会全体で子どもを育む教育施策の充実

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子育てを行う親や家族が安心して生き生きと子育てできる環境が必要です。そのため、子育てに対して大きな負担を感じ、不安や悩みを抱え込んでいる保護者や家族に対して不安の軽減を図り、適切な相談支援や情報提供を行います。また、子育て中の保護者に対して、子育て講座や講演などを実施し、家庭における子育て力の向上を図ります。

事業名	担当課	内容
ブックスタート事業	生涯学習課	すべての乳幼児とその保護者を対象に、絵本を介してゆっくり 心ふれあうひとときをもつきっかけづくりとなるよう、4か月児健診 の際に、絵本をひとり2冊ずつ配布しています。
おはなし会	生涯学習課	町交流情報センター(図書館)において、乳幼児向けのおはなし会を週2回行っています。
学校支援地域本部 事業	生涯学習課	中央小、広安小にコーディネーターを配置して、地域住民による学校支援ボランティア活動の調整を行っています。
スクールカウンセ ラー事業	学校教育課	学校における教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校、 問題行動等の解決につながるよう、スクールカウンセラーを益城 中学校及び木山中学校に配置しています。
いきいき益城っ子育 成事業	学校教育課	児童生徒に基本的な生活態度および学習態度を定着させる ため、各小中学校1年生のクラスに補助職員を配置することによ り、個々の児童生徒が、いきいきとした学校生活を送ることを目 的とする事業です。
ドリーム益城っ子事業	学校教育課	各小中学校に学年を問わず授業補助や生徒指導等を行う補助職員を配置しています。

②交通安全・防犯体制の強化

子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、地域の関係機関の協力による交通安全・防犯体制の強化を図ります。

事業名	担当課	内容
交通安全∙防犯	総務課•学校教育課	各小学校で行われる交通安全教室に御船署、交通指導員、 各校区交通安全協会員による交通指導を実施しています。定 期的に、登校時間帯及び下校時間帯にパトロールを実施してい ます。

基本目標5 仕事と子育てを支える地域社会づくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組みます。

基本目標5

仕事と子育てを支える 地域社会づくり

①仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

○ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発 ○就労・両立支援講座

①仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

保護者の多様な働き方やニーズに対応するため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めます。

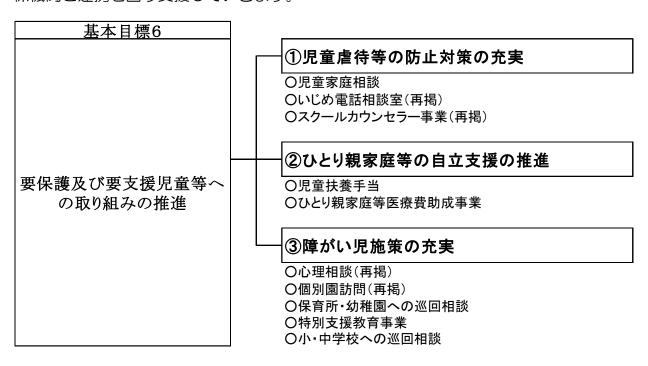
事業名	担当課	内容
ワーク・ライフ・バラ ンスの広報・啓発	総務課	男女が協力して家事・育児にかかわり、責任も楽しみも分かち合い、充実した生活を送ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報誌や情報誌などさまざまな媒体を通じて広報・啓発に努めています。
就労·両立支援講座	総務課	再就職を希望する女性の就労支援講座や働く男女の家事支援講座などを実施し、職業生活を家庭生活の両立を支援することで、男女がともに家事、育児を担う子育てを推進します。

基本目標6 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

近年、増加傾向にある児童虐待については、深刻な社会問題となっています。児童虐待があってはならないという認識を地域社会で共有できるよう、啓発活動に努めるとともに、 関係機関の連携を密にし、児童虐待に向けての取り組みを強化します。

また、ひとり親家庭では、自立に向けた情報提供等のサポート体制の充実により、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

さらに、様々な機会を通じて疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。



①児童虐待等の防止対策の充実

子どもや女性に対する相談事業の充実を図り、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応や支援体制の強化に努めます。「要保護児童対策及び DV 防止対策地域協議会」において、関係機関の連携を密にし、要保護児童等の情報共有及び支援の方向性を整理し、進捗管理を行います。

事業名	担当課	内容
児童家庭相談	子ども課	子ども課に相談窓口を設置し、家庭およびその他からの児童 虐待をはじめとする児童及び妊産婦の福祉に関する問題の相 談に応じ、必要な情報収集及び助言を行うとともに、これらに関 係する業務を行っています。
いじめ電話相談室 (再掲)	生涯学習課	小中学校で発生する「いじめ」の相談に、町が選任した社会教育指導員が対応し、問題の早期解決が図れるようにアドバイスを 行っています。
スクールカウンセ ラー事業(再掲)	学校教育課	学校における教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校、 問題行動等の解決につながるよう、スクールカウンセラーを益城 中学校及び木山中学校に配置しています。

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対する就労支援を行うとともに、生活安定のための経済的支援を実施し、自立を促進します。

事業名	担当課	内容
児童扶養手当	子ども課	母子・父子家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する月以降の最初の3月31日まで(障がい児いついては20歳未満)の児童を監護している母子世帯等の母または養育者に支給することにより、児童の健全育成を図っています。手当の支給は、申請に基づき、県が認定しています。
ひとり親家庭等医療 費助成事業	子ども課	ひとり親家庭等の健康の増進および福祉の向上を図ることを 目的として、受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部 を助成します。

③障がい児施策の充実

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、相談・療育体制の充実に努めます。

事業名	担当課	内容
心理相談(再掲)	健康づくり推進課	就学前の幼児を対象に、臨床心理士が、子どもの発達についての相談や発達検査を行います。
個別園訪問(再掲)	健康づくり推進課	乳幼児健診や心理相談において、経過観察が必要な子ども に対し、保護者の了承のもと、保健師、療育相談員が保育所、 幼稚園を訪問し、集団生活の様子を観察します。また、必要応 じて園訪問後に保護者との面談を行います。
保育所・幼稚園への 巡回相談	学校教育課	気になる子どもへの早期支援の一環として、健康づくり推進 課、子ども課と連携し、町内保育所(園)・幼稚園で巡回相談を 実施しています。
特別支援教育事業	学校教育課	各小中学校に特別支援教育支援員1名を配置し、障がいのある児童生徒の学校生活上の介助や学習支援を行っています。
小・中学校への巡回 相談	学校教育課	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒に対する適切な教育支援のため、学校の要請時に松橋東支援学校及び上益城地域療育センターに相談員の派遣を依頼し、巡回相談を行っているほか、特別支援教育に対する理解啓発に取り組んでいます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1)機関・団体等の連携により計画を推進

計画の推進にあたっては、町内関係機関及び団体等と連携して横断的な施策に取り組むとともに、住民と幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設、子ども・子育て支援事業者、学校等と連携して、子育て当事者及び関係団体等の多くの方の意見を取り入れながら以下の組織体制を中心に計画を推進します。

①会議による推進体制

計画の推進にあたって、幅広く住民の意向を反映させるための会議「益城町子ども・ 子育て会議」を開催し、重要事項や計画の進捗状況についての協議・検討を行うとと もに、各機関の連絡調整を図ります。会議で示された課題等については、適宜、町の 関係部署を中心に検討し、関係機関とも連携を図りながら課題解決を図っていきます。

②庁内の推進体制

庁内の関係部局が連携しながら、子どもの健やかな育成と子育て家庭への支援を推進していきます。

2 進捗状況の管理

計画の評価にあたっては、量の見込みを定めた事業と実績の利用状況等や個別施策の推進状況を把握しながら毎年度点検・評価し、計画の推進を図っていきます。また、点検・評価した内容は次年度からの事業に反映させていきます。

以上の取り組みにより、計画の策定⇒実施⇒評価⇒改善(PDCA サイクル)の流れをより実効性の高いものとし、計画本来の目的達成を目指します。

3 計画の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、適宜計画を修正していきます。

資料編

○益城町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日条例第33号

益城町子ども・子育て会議条例

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項 の規定に基づき、益城町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (組織)
- 第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 公募により選ばれた者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- **第5条** 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、 その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

益城町子ども・子育て会議委員名簿					
	区分	所属・役職	氏名	条例	
1	学識経験のある者	熊本学園大学 社会福祉学部教授	高林 秀明	第2条第2項第1号	
2	子育て支援従事者	N P O法人子育て応援 おおきな木 理事長	木村 由美子	第2条第2項第2号	
3	子育て支援従事者	益城町民事協議会 主任児童委員	森田 恭子	第2条第2項第2号	
4	子育て支援従事者	益城町小学校長会代表	川地 純一	第2条第2項第2号	
5	子育て支援従事者	益城町立第四保育所長	深草 安世	第2条第2項第2号	
6	子育て支援従事者	益城町立第三保育所長	谷川 淳子	第2条第2項第2号	
7	子育て支援従事者	ひろやす保育園長	福島基紀	第2条第2項第2号	
8	子育て支援従事者	町学童保育連協議会 指導員代表	福山 佐代子	第2条第2項第2号	
9	町長が必要と認める者	益城町 P 連協議会会長	吉川 孝敏	第2条第2項第4号	
10	町長が必要と認める者	益城町立第二幼稚園 保護者代表	飯星るみ	第2条第2項第4号	
11	町長が必要と認める者	益城町立第一保育所 保護者代表	岡元 聡	第2条第2項第4号	
12	町長が必要と認める者	ひろやすにし保育園 保護者代表	重浦 悦子	第2条第2項第4号	
13	町長が必要と認める者	町学童保育連協議会 保護者代表	渡辺 まゆみ	第2条第2項第4号	
14	公募委員		田中晴美	第2条第2項第3号	
15	公募委員		益滿 美寿	第2条第2項第3号	

用語解説

あ行

◆1号認定

満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前子どものことです。

カン行

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

◆合計特殊出生率

一人の女性が一生(15歳~49歳)の間に産む子の数を示すもので、15~49歳までの女子の年齢別 出生率を合計することで算出されます。日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから 低下傾向にあります。

◆コーホート変化率法

各コーホート(同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

◆子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

◆子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に可決・成立し、公布されました。

さ行

◆3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)のことです。

◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、 地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

◆施設型給付

教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を対象とした給付のことです。

◆次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。平成26年4月に、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全区市町村が作成することになります。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数(定員 $6\sim19$ 人)を対象にきめ細かな保育を行います。



◆地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付のことです。

◆地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、 事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがあります。

◆地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

◆特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

◆特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

な行

◆2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)のことです。

◆認定

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は認定を受ける必要があります。

◆認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。

は行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた区市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのことです。

◆放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館 や小学校の余裕教室等を利用して設置する、適切な遊び及び生活の場のことです。



◆幼稚園

新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園があります。新制度に移行する幼稚園 を利用する場合は認定手続きが必要となります(私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更は なく、認定を受ける必要はありません)。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」 との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

益城町子ども・子育て支援事業計画

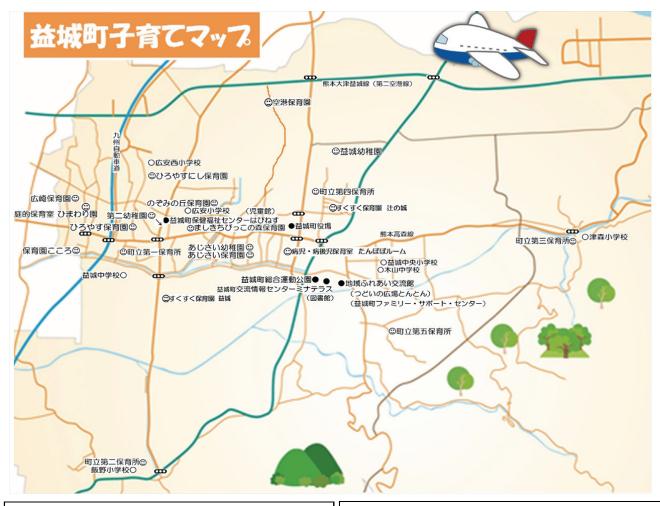
平成27年3月発行

編集・発行 益城町

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

匝 096-286-3111 (代)

http://www.town.mashiki.lg.jp/



町内幼稚園

3歳から就学前の子どもの保育をおこないます。

保育所名	所在地	電話番号
町立益城幼稚園	木山589	096-286-2787
町立第二幼稚園	惣領1471	096-286-2055
あじさい幼稚園	安永447-6	096-286-7011

益城町ファミリー・サポート・センター

(地域ふれあい交流館内) 福原798-1 Tel 096-289-1631

急な用事や仕事等で子どもを預けたいとき、保育施設等への送迎が必要なとき に利用できます。「子どもを預けたい方(依頼会員)」と「子どもを預かるこ とのできる方(協力会員)」を事務局が橋渡しします。利用するには事前に会 員登録が必要です。

つどいの広場とんとん

(地域ふれあい交流館内) 福原798-1 Tel 096-289-1631

子ども(おもに0~3歳)と保護者が一緒に遊ぶところです。

たくさんの絵本やおもちゃ、授乳コーナーやランチルームがあり、親子でゆっ くりできます。子育て講座を毎月開催しており、子育て支援情報の提供や、育 児相談も受け付けています。

★チャイルドシート、ベビーカーの貸し出しもおこなっています。

病児・病後児保育室 たんぽぽルーム

(はがこどもクリニック内) 宮園408-1 Tel 096-289-7020

病気中(病児)・病気回復期(病後児)にあるお子様の育児を仕事等の都合に より家庭でできない方のために、医療機関に併設した施設でお預かりします。 利用するには、役場子ども課で事前に登録が必要です。

認可保育所

家族が病気や仕事などにより家庭で保育できない〇歳から就学前の子どもの 保育をおこないます。入所申し込みは、役場子ども課にて受け付けています。

保育所名	所在地	電話番号
町立第一保育所	福富651	096-286-4350
町立第二保育所	砥川125-1	096-286-4040
町立第三保育所	上陳361	096-286-3762
町立第四保育所	木山567-1	096-286-3467
町立第五保育所	福原1043	096-286-2263
ひろやす保育園	福富858	096-286-4400
ひろやすにし保育園	福富969	096-286-9000
あじさい保育園	安永447-7	096-282-8081
広崎保育園	広崎869-1	096-287-5500
空港保育園	安永1213-2	096-289-1111

家庭的保育室(保育ママ)、小規模保育施設

保育所と同様に家庭で保育できないときに、保育士の資格を持つ家庭的保育 者が少数の乳幼児の保育をおこないます。

保育所名	所在地	電話番号
NPO法人はっぴぃの園 すくすく保育園 益城	惣領856-1	096-201-1586
NPO法人はっぴぃの園 すくすく保育園 辻の城	辻の城388	096-289-6245
家庭的保育室 ひまわり園	広崎495-1	096-234-7465









